

生成 AI 導入・支援業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、生成 AI 導入・支援業務委託（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 業務名

生成 AI 導入・支援業務委託

(2) 業務の目的

別添「生成 AI 導入・支援業務委託 仕様書」のとおり

(3) 業務内容

別添「生成 AI 導入・支援業務委託 仕様書」のとおり

(4) 契約期間

別添「生成 AI 導入・支援業務委託 仕様書」のとおり

(5) 履行場所

周南市役所及び市が指定する場所

(6) 業務に要する費用（提案上限額）

金 7, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、各年度での上限額あり。

令和 7 年度：金 3, 7 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 8 年度：金 3, 3 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

また、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

3 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (3) 会社更生法（昭和 2 7 年法律第 1 7 2 号 平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）第 1 8 条第 1 項又は第 1 9 条第 1 項の規定に基

づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始のなされていない者であること。
- (6) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成24年周南市要綱第37号、以下「排除要綱」という。)別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと（排除要綱における「登録業者」は、応募者に読み替える）。
- (7) 国税（法人の場合は法人税並びに消費税及び地方消費税、個人の場合は所得税並びに消費税及び地方消費税）及び地方税（本市）において滞納のないこと。

4 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

① 公告日

令和7年7月11日（金）

② 公告方法

周南市ホームページ

③ 関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、周南市ホームページからダウンロードしてください。

※②、③で示す周南市ホームページのURLは次のとおりです。

<https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/8/134017.html>

(2) 参加表明書等の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び周南市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

ア 提出書類（共通）

- ・参加表明書（様式1）
- ・会社概要（任意様式。パンフレットでも可）
- ・実績調書（様式2）
- ・業務実施体制（様式3）
- ・セキュリティ要件を満たしているかの確認書（様式4）
- ・本市環境下でのサービス利用を確認するための書類（様式5）

※「本市環境」とは11-(2)-⑬に記載する周南市のLGWAN 接続系端末の利用環境のことを示します。以降においても本実施要領で使用する「本市環境」は同様とします。

イ 提出書類（周南市令和6・7年度「周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」に登録がない場合）

- ・登記事項証明書又は履歴事項全部証明書（写し可）
- ・市内に本社、本店、支店、営業所等がある場合、市が発行する滞納の無いこと

の証明書（原本）又は市税納税状況確認同意書

- ・税務署が発行する納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）（写し可）
- ・排除要綱第3条第1項の誓約書（様式6）
- ・決算報告書その他営業状況が確認できる書類（写し可）

② 提出期限

令和7年7月28日（月）15時必着

③ 提出方法

以下、ア又はイのいずれかの方法で提出してください。

ア 電子メール（一部は郵送又は持参）

電子メールで提出する場合はPDF形式で提出してください。

ただし、市が発行する滞納の無いことの証明書は原本を郵送又は持参すること。

※電子メール送付後に必ず電話で受信確認をしてください。

イ 郵送又は持参

郵送又は持参で提出する場合は、紙媒体またはDVD-RにPDF形式の電子データを保存して提出場所に提出してください。

DVD-Rで提出する場合も、市が発行する滞納の無いことの証明書の原本を郵送又は持参で提出すること。

※郵送の場合は、受取日次及び配達されたことが証明できる方法によること。

※郵送事故等により申込書類が到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

④ 提出場所、提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

12 問い合わせ先に記載のとおり

⑤ 提出部数

提出書類各1部

⑥ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、参加資格審査結果（様式7）を電子メール及び文書で送付します。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式8）によるものとし、電子メールにより提出してください。なお、質問表提出後には、必ず電話（0834-22-8236）により受信確認を行ってください。

(2) 提出期間

① 参加表明、実施要領に関する質問

令和7年7月14日（月） から 令和7年7月17日（木） まで。

ただし、受信確認は土日祝日を除く9時から17時までとします。

- ② 企画提案書の作成及び提出に関する事項並びに仕様に関する質問
令和7年7月14日（月） から 令和7年7月31日（木） まで。
ただし、受信確認は土日祝日を除く9時から17時までとします。
- (3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号
12 問い合わせ先に記載のとおり
- (4) 回答方法
 - ① 参加表明、実施要領に関する質問
令和7年7月22日（火）までに随時、周南市公式ホームページに掲載します。
 - ② 企画提案書の作成及び提出に関する事項並びに仕様に関する質問
令和7年8月4日（月）までに随時、周南市公式ホームページに掲載します。
- (5) 質問内容
本プロポーザルに関する質問は、参加表明書、実施要領並びに企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに仕様に関する事項に限ります。評価に関する質問は受け付けません。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加者は、別紙1「生成AI導入・支援業務委託企画提案書等作成要領」を参考のうえ、次のとおり企画提案書等を提出してください。

- ① 企画提案書表紙（様式9）
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 見積書及び内訳書（任意様式）
業務内容及び人件費等の積算内容が分かるように記載すること
- ④ 必須機能要件の適用状況（様式10-1）
※満たさない項目がある場合は失格となります。
- ⑤ 必須サポート等非機能要件の適用状況（様式10-2）
※満たさない項目がある場合は失格となります。

(2) 提出期間

令和7年7月30日（水）から令和7年8月19日（火）まで
受付時間帯は、土日祝日を除く9時から17時まで（提出期間最終日は12時まで）とします。

(3) 提出方法

以下、①又は②のいずれかの方法で提出してください。

① 電子メール

電子メールで提出する場合はPDF形式で提出してください。
※電子メール送付後に必ず電話で受信確認をしてください。

② 郵送又は持参

郵送又は持参で提出する場合は、紙媒体またはDVD-RにPDF形式の電子デ

ータを保存して提出場所に提出してください。

※郵送の場合は、受取日次及び配達されたことが証明できる方法によること。

郵送事故等により申込書類が到達しなかったことにより異議を申し立てることはできません。

(4) 提出場所、提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

1 2 問い合わせ先に記載のとおり

(5) 提出部数

・電子データの場合は正本 1 部とします。

(DVD-R の場合は 1 枚に正本データ 1 部を保存)

・紙媒体の場合は、正本 1 部、副本 9 部とします。

7 選定方法

(1) 第一次審査（参加資格表明時における書類等の審査）

① セキュリティの要件に関する審査

セキュリティ要件を満たしているかの確認書（様式 4）により、市の求めるセキュリティ要件を満たしているかの審査を実施します。セキュリティ要件を満たさない場合は仕様条件を満たさないため失格となります。

② 本市環境下でのサービス利用に関する審査

本市環境下でのサービス利用を確認するための書類（様式 5）に記載した URL により、提案するサービスが本市環境下の LGWAN 接続系端末から利用可能か確認します。利用が確認できない場合は、仕様条件を満たさないため失格となります。

※ 本市環境とは 1 1 - (2) - ⑬ に示す環境のことを示します。

③ 参加資格適合者多数の場合に実施する書類審査

参加資格適合者が 5 者以上の場合は、①②の審査の他に、参加表明時の書類を基に審査を行い、4 者程度を選出します。

第一次審査の結果は、令和 7 年 7 月 2 9 日（火）に、選定結果通知書（様式 1 1）により参加資格適合者に通知します。

第一次審査を通過した参加資格適合者について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

(2) 本市環境下でのサービス利用に関する審査を実施する上での調整

① 7 - (1) - ②の審査を行うため、提案するサービス本番環境または提案するサービスと同等の環境を有したデモ環境等（以下、「デモ環境等」という。）に本市がアクセスするための URL を提示していただきます。本番環境以外であっても、確認した結果は本番環境でも同じになるとみなします。

デモ環境等を利用するために利用申込等の必要な手続（以下「利用申込等」という。）がある場合は電子メールにより、必要な手続きと方法について示してください。

なお、利用申込等は参加資格表明書提出前にできるものとし、市は利用申込等の手続と方法を示したメールを受領してから速やかに利用申込等を行います。

※電子メール送付後に必ず電話で受信確認をしてください。

提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号は、12 問い合わせ先に記載のとおり。

- ② 参加資格表明書の提出期限までにデモ環境等は利用できる状態としてください。

ただし、デモ環境等の提供に時間を要する場合は、令和7年8月19日（火）12時までにデモ環境等を利用できる状態とすればよいものとします。この場合、第一次審査での本市環境下でのサービス利用に関する審査は保留とし、令和7年8月20日（水）のプレゼンテーション及びヒアリングの実施時間等の通知の際に、選定結果通知書（様式11）により審査結果を通知します。失格となった場合実施時間等の通知はしません。

- ③ 様式5は参加表明書と併せて提出してください。参加表明書の提出期限までにデモ環境等の提供が間に合わない場合は、様式5のURL記入欄に、提供予定日時を記載して提出し、デモ環境等の提供が可能となった場合は、令和7年8月18日（月）の17時までにURLと有効期間を記載した様式5を電子メールで提出してください。

※電子メール送付後に必ず電話で受信確認をしてください。

提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号は、12 問い合わせ先に記載のとおり。

- ④ 本件利用確認を行うための費用について本市は一切の費用負担を行いません。（本市から提供URLにアクセスするための通信に係る費用を除く）

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

第一次審査を通過した参加資格適合者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

- ① 実施日時、条件および留意事項

実施日：令和7年8月22日（金）（予定）

実施方法：プレゼンテーション及びヒアリングはWeb会議で実施します。

なお、提案は提出した企画提案書に基づいて行うこととし、デモンストレーションは任意とします。

その他：プレゼンテーション及びヒアリングは匿名で審査しますので、発言等、参加者が特定されることのないよう十分注意してください。

実施時間、条件、会議URL等、留意事項については令和7年8月20日（水）に電子メールにて通知します。なお、企画提案書の提出者が1者の場合でも、本件競争は成立するものとします。

(4) 受託候補者の選定

① 評価会の設置

企画提案書等の評価は、市が設置する「周南市生成 AI 導入・支援業務委託プロポーザル評価会」が行います。

② 評価方法

実施体制・業務実績、企画提案内容及び見積書から、評価基準に基づき総合的に評価します。

③ 受託候補者の決定

評価者の評価点を合計し、評価合計点を算出します。

評価合計点が最も高い者を受託候補者として選定します。なお、同点の場合は、別紙 2 の評価項目 (2) 企画提案内容 ① 生成 AI サービスに関する評価点が最も高い者を受託候補者とします。

④ 最低基準点の設定

評価合計点が 6 割以上を最低基準点とし、最低基準点を満たす者がいなかった場合は、受注候補者の選定は行いません。

⑤ 選定結果

選定結果は、令和 7 年 9 月 2 日 (火) 以降、周南市公式ホームページで公表します。

【選定結果の公表事項】

① 特定された受託候補者名、評価点及び選定理由

② 参加者の評価点 (点数順)

※ 受託候補者以外の参加者名は公表しません。

また、プロポーザル参加者全員に選定結果通知書 (様式 1 1) を電子メール及び文書で送付します。なお、選定結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

8 評価基準及び配点

別紙 2 「生成 AI 導入・支援業務委託プロポーザル 評価基準」のとおり。

9 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和 7 年 7 月 1 1 日 (金)
② 参加表明、実施要領に関する質疑受付	令和 7 年 7 月 1 4 日 (月) から 令和 7 年 7 月 1 7 日 (木) まで
③ 企画提案書の作成及び提出に関する事項並びに仕様に関する質疑受付	令和 7 年 7 月 1 4 日 (月) から 令和 7 年 7 月 3 1 日 (木) まで
④ 参加表明、実施要領に関する質疑回答	令和 7 年 7 月 2 2 日 (火) までに随時
⑤ 参加表明書等の提出期限	令和 7 年 7 月 2 8 日 (月)

⑥ 参加表明者の確認結果の通知	令和7年7月29日(火)
⑦ 第一次審査	令和7年7月29日(火)
⑧ 第一次審査結果通知	令和7年7月29日(火)
⑨ 企画提案書等の受付期間	令和7年7月30日(水)から 令和7年8月19日(火)まで
⑩ 企画提案書の作成及び提出に関する事項並びに仕様に関する質疑回答	令和7年8月4日(月)までに 随時
⑪ 企画提案書の評価及びヒアリングの実施	令和7年8月22日(金)予定
⑫ 選定結果の通知	令和7年8月25日(月)予定
⑬ 業務委託契約の締結	令和7年9月1日(月)予定
⑭ 選定結果等の公表	令和7年9月2日(火)予定

1 0 契約（受託候補者特定後）

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

また、企画提案書等に記載する業務内容について、本市環境下での利用可否（提案するファイル形式でのアップロードやダウンロードが可能か等）を、本件の調整期間中に確認します。

調整に時間を要する場合は、サービスの提供期間が12カ月未満となる場合もあるため、留意してください。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

(3) 受託候補者が参加資格者名簿に登録のない場合

受注候補者が令和6・7年度「周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）」に登録のない場合、契約締結の前に参加資格者名簿への登録が必要となります。参加資格名簿の登録日によっては、サービスの提供期間が12カ月未満となる場合もあるため、留意してください。

1 1 留意事項

(1) 失格事項

参加表明書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
 - ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
 - ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ④ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
 - ⑤ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案上限額）を超える場合
 - ⑥ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
 - ⑦ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (2) その他の留意事項
- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
 - ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
 - ③ 企画提案書は、1 事業者につき 1 案とし、複数の提案はできません。
 - ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
 - ⑤ 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。（市からの指示があった場合を除く。）
 - ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
 - ⑦ 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式 1 2）により、担当課へ届け出てください。
 - ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例（平成 1 6 年周南市条例第 3 6 号）に基づき公開することがあります。
 - ⑨ 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
 - ⑩ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
 - ⑪ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。
 - ⑫ プレゼンテーション及びヒアリングは W e b 会議用のソフト（Microsoft Teams または Zoom ミーティングのいずれか）を用いて実施します。W e b 会議の主催者は本市とします。
 - ⑬ 生成 A I サービスは LGWAN 接続系端末から利用を行います。周南市で使用している LGWAN 接続系端末は、データレス PC「Passage」を導入しているため、ローカルドライブにユーザーデータを保存できない仕組みとしています。

1 2 問い合わせ先

所在地 〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

担当部署 周南市企画部スマートシティ推進課システム管理担当

電話番号 0834-22-8236

FAX 番号 0834-31-6507

E-mail joho@city.shunan.lg.jp